

放課後子ども総合プラン事業の新たな運営法人
「一般財団法人(仮称)ながのこども財団」の設立について

ながの子育て
応援キャラクター

サイまる



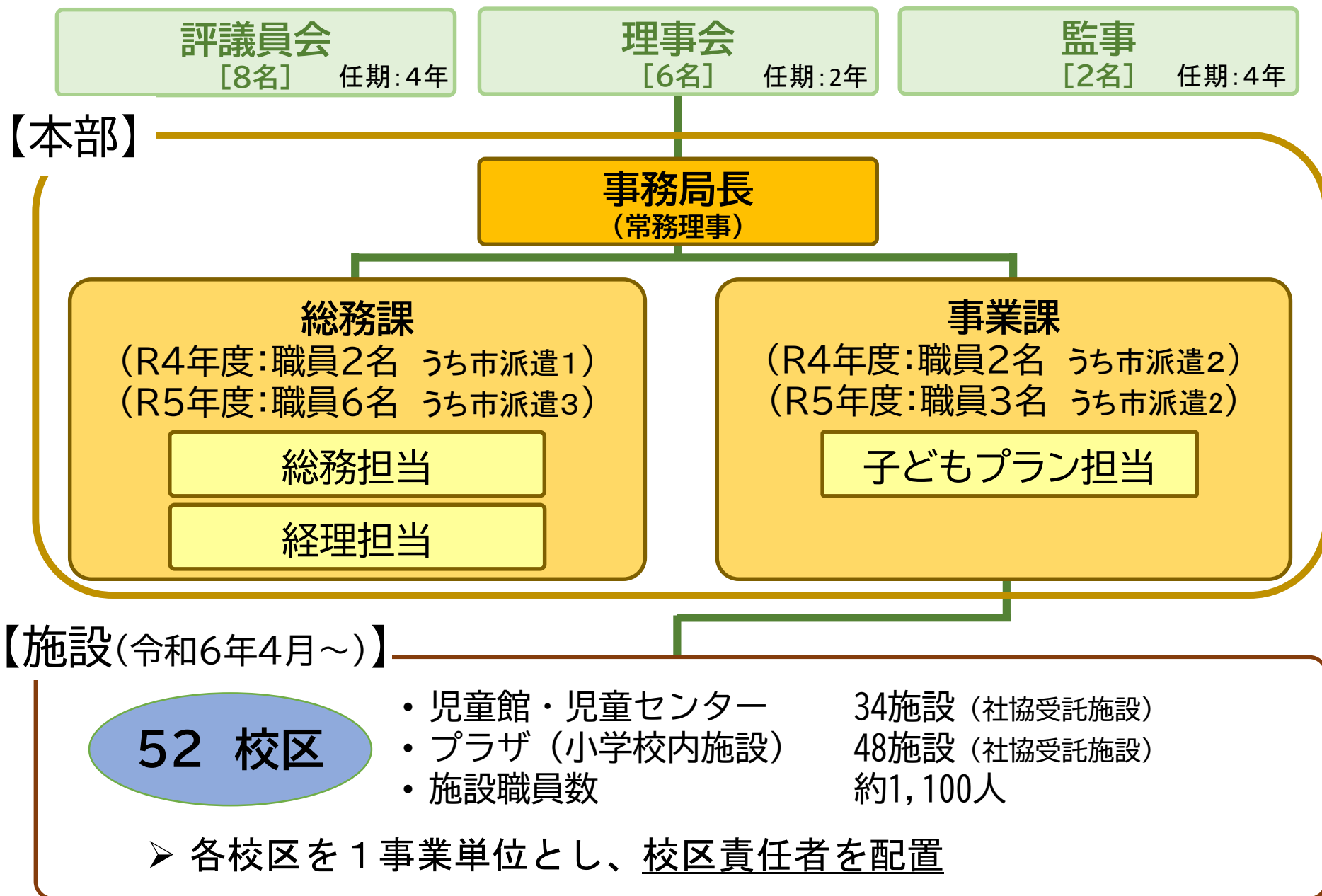
こども未来部こども政策課

1 ながのこども財団の設立

新法人	
名称	一般財団法人 ながのこども財団
設立年月日(予定)	令和5年2月1日(水)
設立者	長野市
出捐金	80,000千円
事務所所在地	長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 第二庁舎2階
目的及び事業	<p>全ての子どもの健やかな成長を支援するための活動の振興に寄与すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長野市放課後子ども総合プラン事業を実施すること ・ 子どもの居場所作り等、子どもの支援活動に関すること など

- 設立時理事会 令和5年1月26日(木) 15時
- 設立時評議員会 令和5年1月26日(木) 16時

2 組織体系(案)



3 放課後子ども総合プランの目指す姿の実現に向けて

放課後子ども総合プラン事業の4つの目指す姿の実現に向けて、市がより積極的にマネジメントできる運営体制を構築する

個々の児童に応じた(適した)支援

- 専門支援員(公認心理士等の有資格者)の配置
巡回指導による後方支援とOJTの実践
- 医療的ケア児の受け入れ体制の整備
必要に応じた看護師の配置
- 「あのえっと」との情報共有・連携支援
- 子どもの主体性や意見を尊重する環境の醸成

小学校、関係機関との更なる連携

- 小学校との定期的な連携会議等の開催スキームの検討・構築
- 保護者連携の強化(保護者アプリの活用など)

多様な体験・学びの提供

- 多様な体験活動を提供するアドバイザー制度の効率的な運用
- 体験や遊びからの学びを支援する環境の醸成

共通事項

- ◆ 施設間情報共有と横展開の実現による業務の標準化・平準化
- ◆ プラン事業ガイドライン(市)の見直し
- ◆ 専門的知識、ICTリテラシー等に関する研修の充実

サービスを維持・向上できる運営体制

- 安定した雇用に向けた取組の推進
 - ・ 現在の職種の枠組み(支援員ABC等)にこだわらない柔軟な雇用の実現
 - ・ 社会保険適用による安定的な雇用の検討
- 職員の収入増に向けた取組の推進
 - ・ 市会計年度任用職員との兼業の仕組みの検討
 - ・ 財団業務を活用した勤務時間延長の検討
- 職員確保に向けた取組
 - ・ 退職教職員、特別支援教育支援員、図書館司書等に対するリクルート
 - ・ 職員の収入増に向けた取組と連動して実施
- 支援員・補助員がステップアップできる組織体制の構築
- ニーズ調査に基づく運営体制の検討
- 第三者評価の実施とそのフィードバックの仕組み等検討
- 人事交流の促進

4 今後の主な検討課題と方向性

(1) 現場職員の処遇

① 市の会計年度任用職員と開きがある現場職員の処遇改善

長野市社会福祉協議会(R4年度)

区分	時給
支援員(支援員手当含む)	990円
補助員	910円

【参考】長野市会計年度任用職員

区分	時給
子育て支援員	1,034円
事務補助	944円

- 支援員は、市の「地域子育て支援センター」に配置されている子育て支援員(市会計年度任用職員)と同様の研修を受けた専門職であるため、市の子育て支援員と時給単価を合わせていくことが妥当である。
- 補助員は、市の会計年度任用職員の事務補助職と時給単価を合わせていくことが妥当である。

【スケジュール】

- 令和5年5月 雇用条件(案)の提示
- 令和5年6月～7月 施設職員勤務意向調査
- 令和5年8月～ 必要に応じて個別相談・面接

② 社会保険の選択的適用拡大

- 国は企業規模に応じて段階的に一部のパート・アルバイトの社会保険(厚生年金保険・健康保険)の加入を義務化
- 令和4年10月から、従業員数101人(週の所定労働時間および月の所定労働日数がフルタイムの3/4以上の短時間労働者を含む)以上の企業等が対象
- 令和6年10月から、従業員数51人以上の企業等に対象が拡大予定

【新たな加入対象者】は、次に掲げる全てに該当する者

週の所定労働時間が20時間以上

月額賃金が8.8万円以上

2か月を超える雇用見込み

学生ではない

【現況】「長野市社会福祉協議会」と「ながのこども財団」では、社会保険加入対象者が異なる。

法人名	社会保険加入要件	加入者数	適用拡大
長野市社会福祉協議会	週の労働時間20時間以上、月額8.8万円以上等	107人	○
ながのこども財団	週の労働時間がフルタイム職員の3/4以上等	-	× [*]

※財団は、設立時に適用拡大の対象外だが、令和6年10月から対象となる見込

【課題】 社協職員時に加入していても、財団雇用では加入できない場合がある。

【対応】 施設職員のスムーズな財団への移行、及び雇用の安定を図るため、

ながのこども財団は、**社会保険の 選択的適用拡大^{*}を行う**こととしたい。

※ 選択的適用拡大

企業等の申し出によって、国の適用拡大施行日を待たずに一部のパート・アルバイトを社会保険に加入させることが可能となる。

※長野市社会福祉協議会は、令和4年10月から適用拡大の対象となっているため、令和5年度の委託料予算見積には、適用拡大に要する社会保険料事業主負担分を含んでいる。

(2) ニーズに応じた事業運営

- ニーズ調査
市が主体となって時間延長・土曜日開館などに関する意向調査を実施しニーズに応じた事業運営の在り方を検討
 - 対象：小学校全児童(小6を除く)と年長児の保護者
 - 時期：令和4年11月～令和5年1月頃

(3) 地域との関係

- ① 運営委員会の在り方
運営委員会にお願いしている事項のうち、「職員の内申」と「開館時間の決定」については、市と財団の業務とする。(市のマネジメントの強化)
今後の運営委員会は、地域からの声を聴いたり、地域にお願いしたい事項を共有するなどの意見交換・情報共有の場とする。
- ② 住民自治協議会の必須事務
「運営委員の内申」については必須事務から削除し、地域の実情に合わせ財団・施設責任者と運営委員長等の協議などにより委員の選出等を行う。
→ 令和5年5月頃 運営委員長会及び住民自治協議会理事会で説明予定

(4) 職員確保の方策

- 資格要件の点で即戦力となりうる教員免許保有者・保育士資格保有者への積極的なアプローチ
 - 教員退職者、特別支援教育支援員、図書館司書に対して、プラン事業支援員等募集の周知依頼
→ 令和4年10月開催校長会にて依頼済、今後毎年度依頼予定
 - コロナ感染等の緊急的職員不足に対して、代替保育士を充てることについての体制づくり

5 役員構成(案)

取扱注意

* 法人設立時には、役職名や個人が変更となる場合があります。

● 評議員 (8名)

NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト	理事・事務局長	小笠原 憲子
長野市文化芸術振興財団	専務理事	高橋 要
NPO法人長野スポーツコミュニティクラブ東北	理事長代行	藤牧 博和
民生児童委員協議会主任児童委員部会	部会長	石田 三千夫
弁護士		中畷 知文
長野市社会事業協会	理事長	横地 克己
ながの若者サポートステーション	所長	高橋 圭子
市民協働サポートセンターまんまる	センター長	阿部 今日子

● 理事 (6名)

長野市	副市長	西澤 雅樹
前長野市教育長	教育委員	近藤 守
長野県立大学健康発達学部こども学科	准教授	中山 智哉
長野市子育て支援事業所連絡協議会	会長	山浦 悦子
長野市こども未来部	部長	日台 和子
財団事務局	事務局長	こども政策課長

● 監事 (2名)

長野市	会計管理者	西山 昭雄
児童養護施設 松代福祉寮	施設長	宮下 孝子

* 敬称略